

制限付一般競争入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

岩見沢警察署長 様

(申請者)
所在地
商号又は名称
代表者職・氏名
連絡先(担当者・TEL)

北海道(札幌方面岩見沢警察署)で発注される入札に参加したく、関係書類を添えて制限付一般競争入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

1 業務名

岩見沢警察署ほか清掃業務

2 申出事項

制限付一般競争入札参加資格審査の申請にあたり、告示に示された資格要件の全てを満たしていることを申し出ます。

3 添付書類

- (1) 事業所の概要調査票(別記第1号様式)
- (2) 特定関係調書(別記第2号様式)
- (3) 競争入札参加資格審査結果通知書の写し

注 この申請書には、返信用封筒(定型)として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分(封筒に簡易書留と朱書きすること)を加えた料金(434円)の切手又はこれに類するものを貼った封筒を併せて提出すること。

	氏名	連絡先
本件責任者		
担当者		

※ この欄は押印を省略する場合に使用してください。

事業所の概要調査票

住所
申請者
氏名

事業所の概要											
項目	内容										
1 設立年月日	年 月 日										
2 資本金	千円										
3 従業員数 (道内数)	人 (うち道内数 人)										
4 過去5年間の実績のうち今回契約する業務と種類を同じくする契約実績を記載すること。 (契約書の写し及び業務処理要領等清掃面積が確認できるものを添付すること。)											
<table border="1"><thead><tr><th>契約業務名</th><th>清掃面積 (㎡)</th><th>契約の相手方</th><th>契約金額</th><th>契約期間</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>		契約業務名	清掃面積 (㎡)	契約の相手方	契約金額	契約期間					
契約業務名	清掃面積 (㎡)	契約の相手方	契約金額	契約期間							
5 北海道内の本店、支店 又は営業所の所在地	所在地 名称										

特 定 関 係 調 書

令和 年 月 日

岩見沢警察署長 様

申請者
住所
商号又は名称
代表者氏名

特定関係（資本関係又は人的関係）については、次のとおりです。

記

他の「北海道競争入札参加資格者（庁舎等清掃、庁舎等警備、庁舎等消防設備保守点検、ボイラー等運転操作）」との間における特定関係 [あり・なし]

(1) 資本関係がある他の資格者

ア 親会社の関係にある他の資格者

名簿番号	商号又は名称	所在地(市町村名)	備考

イ 子会社の関係にある他の資格者

名簿番号	商号又は名称	所在地(市町村名)	備考

ウ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある他の資格者

名簿番号	商号又は名称	所在地(市町村名)	備考

※ウに係る親会社については当該資格者に限らない

(2) 人的関係がある他の資格者

名簿番号	商号又は名称	所在地(市町村名)	基準に該当する者		
			氏名	自社役職名	他社役職名

- 注1 特定関係の有無についてどちらかを○印で囲み、「なし」の場合には(1)及び(2)の欄に記載する必要はない。
- 2 資本等で関係がある他の資格者を記載するときは、本入札の公告等で表示されている北海道の競争入札参加資格を有する者を記入すること。そのため、本入札公告等で表示されている資格以外の資格を有する者については、記載する必要はない。
- 3 「所在地(市町村名)」について、道内の資格者は「主たる営業所が存する市町村名」を、道外の資格者は、「主たる営業所が存する都府県名」を記載すること。
- 4 当該調書提出後、入札執行までの間において、新たな資本関係又は人的関係が生じた場合には、その都度提出すること。

岩見沢警察署庁舎清掃面積表

建物内部										定期清掃		日常清掃				
区分	項目	番号	階	清掃場所	面積(m ²)	弾性床	硬質床	畳・木	繊維床	床材質	清掃回数(年)		清掃回数(日)			
											弾性・硬質床	繊維床	床以外	床巡回		
											洗浄	剥離洗浄			洗浄	
玄関ホール	硬質床	1		1 風除室1	11.41		11.41				1	1	1	1		
				1 風除室2	5.27		5.27					1	1	1	1	
				1 風除室3	5.21		5.21						1	1	1	1
				1 ホール	66.14		66.14						1	1	1	1
				1 待合室	29.14		29.14						1	1	1	1
				計	117.17	0.00	117.17	0.00	0.00							
事務室・会議室等	弾性床 畳・木 繊維床	2		1 当直室	32.69			32.69			2		1	1		
				1 当直室踏込	5.51	5.51						1	1	1	1	
				1 相談室	5.00	5.00							1	1	1	1
				2 会議室	138.73	138.73							1	1	1	1
				小計	181.93	149.24	0.00	32.69	0.00							
				1 署長室	58.63	58.63							1	1		
				1 事務室	115.14	115.14							1	1		
				1 免許写場	6.71	6.71							1	1		
				1 交換室	8.01	8.01							1	1		
				1 地域課室	47.52	47.52							1	1		
				1 男子更衣室	17.10	17.10							1	1		
				1 女子更衣室	15.31			15.31							2	
				1 会計課室	26.95	26.95							1	1		
				1 生活安全課室	47.14	47.14							1	1		
				1 保護室	7.50			7.50					2			
				1 保護室前室、補導室	13.67	13.67							1	1		
				1 交通課事故係室	25.19	25.19							1	1		
				1 取調室1A,1B,2	19.35	19.35							1	1		
				2 警備課室	39.11	39.11							1	1		
				2 鑑識室、写場	27.88	27.88							1	1		
				2 刑事第一課室	81.45	81.45							1	1		
				2 取調室3, 4, 5, 6, 7, 相談室	42.90	42.90							1	1		
				2 刑事第二課室	41.75	41.75							1	1		
				2 更衣室	34.80	34.80							1	1		
				2 検見室	5.75	5.75							1	1		
				2 留置事務室	14.40	14.40							1	1		
				2 道場	205.62			205.62					2			
				2 道場踏込	4.63	4.63							1	1		
				2 休憩室	8.05				8.05						2	
				小計	914.56	678.08	0.00	213.12	23.36							
計	1,096.49	827.32	0.00	245.81	23.36											
廊下	弾性床	3		1 1階廊下	47.90	47.90					1	1	1	1		
				2 2階廊下	78.59	78.59						1	1	1	1	
				2 2階廊下(待合室)	2.47	2.47							1	1	1	1
				3 3階廊下	5.14	5.14							1	1	1	1
				計	134.10	134.10	0.00	0.00	0.00							
便所	硬質床	4		1 1階便所(男性・女性用)	26.29	26.29					1	1	1	1(拭き)		
				1 多目的便所	4.40	4.40						1	1	1	1(拭き)	
				2 2階便所(男性・女性用)	20.38	20.38						1	1	1	1(拭き)	
				計	51.07	0.00	51.07	0.00	0.00							
脱衣室・浴室	弾性床・硬質床	5		2 脱衣室	4.08	4.08					2					
				2 浴室	7.39	7.39						2				
				計	11.47	4.08	7.39	0.00	0.00							
湯沸室	弾性床	6		1 1階湯沸室	4.93	4.93					1	1	1	1		
				2 2階湯沸室	5.51	5.51						1	1	1	1	
				計	10.44	10.44	0.00	0.00	0.00							
階段	弾性床	7		1 1階階段	15.33	15.33					1	1	1	1		
				2 2階階段	16.65	16.65						1	1	1	1	
				計	31.98	31.98	0.00	0.00	0.00							
合計					1,452.72	1,007.92	175.63	245.81	23.36							

2 建物外部

区分	項目	番号	清掃場所	面積(m ²)	清掃回数	日常	実施期間
玄関周り	除塵、水拭き	8	玄関前	52.09	243	1回	
構内敷地	拾い掃き	9	駐車場等	4,230.19	166	1回	(4月～11月)
屋上広場	拾い掃き	10	庁舎屋上	803.55	166	1回	〃

三笠警察庁舎清掃面積表

建物内部										定期清掃		日常清掃		
区分	項目	番号	階	清掃場所	面積(m ²)	弾性床	硬質床	畳・木	床材質	清掃回数(年)		清掃回数(日)		
										弾性・硬質床 洗浄	弾性・硬質床 剥離洗浄	床	床 以外	巡回
玄関ホール	弾性床・硬質床	1	1	風除室	8.05		8.05					1	1	
				ホール	38.45	38.45			1	1	1	1		
				裏玄関	2.09	2.09					1	1		
			計	48.59	38.45	10.14								
事務室・会議室等	弾性床・木床	4	1	相談室	26.22	26.22				1	1	1	1	
				大会議室	71.83	71.83				1	1			
				小計	98.05	98.05								
		6	1	コミュニティールーム	27.12	27.12					1	1		
				執務室	52.35	52.35					1	1		
				取調室1	5.33	5.33					1	1		
				取調室2	4.79	4.79					1	1		
				2	更衣室	11.50		11.50	木		2			
				2	更衣室踏込	2.63	2.63				1	1		
					小計	103.72	92.22	11.50						
					計	201.77	190.27	0.00	11.50					
廊下	弾性床	12	1	1階廊下	36.34	36.34				1	1	1	1	
				計	36.34	36.34	0.00	0.00						
便所等	硬質床	13	1	1階便所(男性・女性用)	10.11		10.11					1	1	1
				洗面室	2.64		2.64					1	1	1
				2階便所(男性用)	11.52		11.52					1	1	1
			計	24.27	0.00	24.27	0.00							
湯沸室	弾性床	16	1	1階湯沸室	2.72	2.72				1	1	1	1	
				計	2.72	2.72	0.00	0.00						
合計					313.69	267.78	34.41	11.50						

2 建物外部

区分	項目	番号	清掃場所	面積(m ²)	面積(m ²)		清掃日数	日常	実施期間
玄関周り	除塵、水拭き	17	玄関前・スロープ	43.73	43.73		243	1回	

競争入札心得（各種業務）

（総則）

第1条 北海道が発注する各種契約の入札に当たっては、別に定めのあるもののほかこの心得を承知してください。

（入札保証金等）

第2条 入札参加者（入札保証金の納付を免除されてる者を除く。）は、入札執行前に、見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含んだ額）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に道を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除します。

2 前項の入札保証保険契約は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が入札当日から起算して9日以上のものでなければなりません。

3 入札保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。

4 入札保証金に代える担保として銀行又は知事の指定する金融機関の保証を提供するときは、保証期間を入札当日から起算して9日以上とした当該保証を証する書面を提出してください。

（入札）

第3条 入札参加者は、入札書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出（入札箱に投入）しなければなりません。

2 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）による入札を認める場合において、前項の入札書を郵便等により送付して入札しようとする者は、その封筒に「岩見沢警察署ほか清掃業務入札書」と朱書きし、配達証明郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者の提供する同法第2条第2項に規定する信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして知事が定めるもので提出しなければなりません。

（公正な入札の確保）

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

（代理）

第5条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には、入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

（入札書の書換え等の禁止）

第6条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

（無効入札）

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札

- (4) 所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札
- (5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札
- (6) 代理人が2人以上の者の代理をしてした入札
- (7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- (8) 郵便等による入札で所定の日時までには到着しなかったもの**
- (9) 無権代理人がした入札
- (10) 入札に関し不正の行為があった者のした入札（当該行為が契約締結前に明らかとなったものに限る。）
- (11) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

（開札）

第8条 開札は、公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせます。

（再度入札）

第9条 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者（初度の入札参加者）で再度入札を行います。

また、再度入札によっても落札に至らなかった場合には、随意契約によることがあります。

（落札者の決定）

第10条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とします。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。

2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

（最低価格の入札者を落札者とししない場合）

第11条 開札の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とししない場合があります。

- (1) 当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき。
- (2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当と認められるとき。

2 前項の規定に該当する入札を行った者は、支出負担行為担当者の行う調査に協力しなければなりません。

3 第1項の規定に基づき、最低の価格で入札した者を落札者とししない場合は、予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者とします。

（入札保証金等の返還）

第12条 落札者が決定した場合、入札保証金又はそれに代える担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に返還します。

2 再度入札の結果落札者がなく当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金又はこれに代える担保はすべて返還します。

（契約の締結）

第13条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、落札決定の通知を受けた日から7日以内に次の各号により対応しなければなりません。ただし、支出負担行為担当者から契約の締結を保留する旨の通知があった場合は、その指示に従ってください。

(1) 契約の締結を書面で行う場合には、支出負担行為担当者の作成した契約書案に記名押印の上、支出負担行為担当者に提出しなければなりません。

~~(2) 契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には、支出負担行為担当者が電子契約サービスにアップロードした契約書案に電子署名を行わなければなりません。~~

~~（北海道議会の議決事件）~~

~~第14条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により北海道議会の議決を要する事件とされているので、落札者を決定した場合は仮契約を締結し、北海道議会の議決を得たときは本契約を締結します。~~

~~2 落札決定から本契約の締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、仮契約を締結せず、又は解除し、本契約の締結を行わないことができるものとします。この場合において、落札者は、仮契約の解除及び本契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができません。~~

(落札者と契約の締結を行わない場合)

第15条 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行いません。

2 契約書の作成を要する契約であって、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとします。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができません。

(入札保証金等の帰属)

第16条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納付に代えて提供した担保は、道に帰属します。

2 落札者であって入札保証金の納付を免除されたものが契約を締結しないときは、当該落札者の見積もった契約金額（消費税等相当額を含んだ額）の100分の5に相当する額の違約金を道に納付しなければなりません。

(契約保証金等)

第17条 契約を締結しようとする者（契約保証金の納付を免除されている者を除く。）は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に道を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。

2 前項の履行保証保険契約は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が契約期間の始期から終期（目的物の引渡しを要する業務にあつては、契約期間の始期から目的物の引渡し完了予定日）までの期間以上のものでなければなりません。

3 契約保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。

4 契約保証金に代える担保として銀行又は知事の指定する金融機関の保証を提供するときは、契約期間の終期（目的物の引渡しを要する業務にあつては、目的物の引渡し期限）までに生じる債務不履行が保証されることを証する書面を提出してください。

(入札保証金等の充当)

第18条 落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができる。

(談合情報に対する対応)

第19条 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取及び積算の内訳書の徴取を行うこと又は入札の執行を取りやめることがあります。

2 契約締結後に入札談合の事実があったと認められたときは、契約を解除することがあります。

(入札の取りやめ等)

第20条 前条第1項及び第2項に定めるもののほか、支出負担行為担当者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

(入札の辞退)

第21条 入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。

(1) 入札執行前にあつては、その旨を文書又は口頭により支出負担行為担当者に連絡すること。

(2) 入札執行中にあつては、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。

3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。

(不正行為に伴う損害賠償等)

第22条 入札に関して談合等の不正行為があつた場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがあります。

回 番

入札書

令和 年 月 日

札幌方面岩見沢警察署長 様

入札者 住所

氏名

印

1 業務名 岩見沢警察署ほか清掃業務

2 入札金額

	億	千	百	十	万	千	百	十	円

競争入札心得、契約条項その他北海道が示した条件を承諾の上、上記の金額で入札いたします。

回 番

入 札 書

令和 年 月 日

札幌方面岩見沢警察署長 様

入札者 住所

氏名

上記代理人 住所

氏名

印

1 業務名 岩見沢警察署ほか清掃業務

2 入札金額

	億	千	百	十	万	千	百	十	円

競争入札心得、契約条項その他北海道が示した条件を承諾の上、上記の金額で入札いたします。

入札書

令和 年 月 日

札幌方面岩見沢警察署長 様

入札者 住所

氏名

上記代理人 住所

氏名

上記復代理人 住所

氏名

印

1 業務名 岩見沢警察署ほか清掃業務

2 入札金額

	億	千	百	十	万	千	百	十	円

競争入札心得、契約条項その他北海道が示した条件を承諾の上、上記の金額で入札いたします。

委 任 状

令和 年 月 日

札幌方面岩見沢警察署長 様

住 所
入札者
氏 名

印

私は、岩見沢警察署が発注する

岩見沢警察署ほか清掃業務

の委託契約に関し、

を代理人と定め、入札及び見積に関する

一切の権限ならびに復代理人選任の権限を委任します。

委任状

令和 年 月 日

札幌方面岩見沢警察署長 様

住所
入札者
氏名

住所
代理人
氏名

印

私は、岩見沢警察署が発注する

岩見沢警察署ほか清掃業務

の委託契約に関し、

を復代理人と定め、入札及び見積に関する

一切の権限を委任します。

岩見沢警察署入札執行傍聴要領

1 傍聴の手続

- (1) 入札の傍聴を希望される方は、入札の開始予定時刻の15分前までに、所定の入札執行傍聴受付簿に氏名、住所及び電話番号を記入し、傍聴整理券を受領してください。
なお、受付は先着順で行い、定員（5名）になり次第終了します。（受付開始時刻は入札の開始予定時刻の30分前）
- (2) 入札会場に入室する際には、傍聴整理券を担当者に提示し、確認を得た上で、指示に従って入室してください。
- (3) 入札会場において、写真撮影、録画、録音等を行う場合は、事前に申し出てください。ただし、これら写真撮影等は入札執行の宣言の前までとします。

2 傍聴する際の留意事項

- (1) 入札執行中は静粛に傍聴し、発言、拍手等は行わないでください。
- (2) 入札執行中の入札会場への入室は、原則として認められません。
入札執行中に退室される方は、担当者に傍聴整理券を返還し、静かに退室してください。
- (3) 入札会場において、飲食等はしないでください。
- (4) 写真撮影、録画、録音等を行う方は、指示された事項を守ってください。
- (5) 入札執行の秩序を乱したり、入札執行を妨害するようなことはしないでください。

3 入札執行の秩序の維持

- (1) 2の事項のほか、傍聴される方は、入札執行者及び担当者の指示に従ってください。
なお、傍聴の要領について、不明な点があれば、担当者にお尋ねください。
- (2) 傍聴される方がこの要領に定められたことをお守りいただけない場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。
- (3) (2)の事項に該当された方については、今後行われる入札の傍聴をお断りする場合があります。